

## 議会モニターとの意見交換会（令和6年3月28日）会議要旨

### 日 程

- 1 開会（09：30～） 委員長挨拶、自己紹介
- 2 議長挨拶 【議長】
- 3 自己紹介 【出席者全員】
- 4 協議事項
  - ・本会議等の会議や議会運営に関する意見
  - ・議会だより、議会ホームページ、CATVの議会放映など、議会の広報
  - ・広聴活動に関する意見
  - ・政務活動費について（参考資料1）
  - ・議会図書室の設置について（参考資料2）
  - ・その他（議会基本条例、政策提言など）に関する意見
- 5 閉 会

**【議員（進行役）】** それではただいまから意見交換会に入らせていただきます。

皆様からの御意見を頂きたいと思いますが、全てのテーマについて、全ての方から御発言を頂くというのは、時間の都合上難しいと考えております。

テーマごとに2から3名のモニターの方に御発言を頂き、そのあとに議員から発言する形で意見交換を進めていきたいと思っております。

テーマを五つに区切っておりますので、議会の皆さんにはいずれかのテーマで必ず1回は御発言頂きたいと思っております。

まず一つ目のテーマでございますが、本会議等の会議や議会運営に関する意見について、議会モニターの皆さんから御意見を頂きたいと思っております。

**【モニターA】** 議員Bが、一般質問で、ネット配信を押し進めて委員会等を動画でアップするとかしたらどうかと言われていた。ネット配信は通信で、テレビは放送法なのでかなり緩い。押し進めていただきたいのでお願いしたい。以上です。

**【議員B】** 一般質問ですね、議会の公開について、取り上げさせてもらいましたのは、ちょうど1年前も、テレビの録画が長過ぎて、かなわんと意見を頂いていまして、それならば、どうしたら全体が見えるかということで、今回からサブチャンネルに移行して、午前でも午後でも分けて見ていただけるようになりましたし、去年この場でも、インターネットで配信していますのでということをお伝えしたんです。

私は常々、その本会議だけでなく、委員会のほうが公開されるべきだと思ってまして、当然その当局の答弁で言いますと、それを編集するのに手間がかかるという話だった。ネット

配信なら制約がなくて、ウェブカメラがあればできる。予算がどうかそういう問題じゃなくて、まず開かれた議会を目指してそれをすべきじゃないかというのをずっと訴えてきています。

市長は、そうあるべきだということを頂いてますんで、引き続き積極的に進めていきたいと思っております。昨今、議会が注目されている。全国でいろんな議会が注目されるようになってきている。実際に映像が見にくいとか音が聞きとりにくいことがあるが、公開する方が開かれているという時代になってきた。

**【議員（進行役）】** このことはレジュメの2番めに書いていますので、その時にお願いします。

**【モニターA】** 一般質問を切り分けて放送したが、見やすい。定例会を分割してわけるとはできないか。

**【議員（進行役）】** 次のテーマでありますので、そちらでお願いしたい。ご理解いただきたい。

**【モニターB】** このモニターとの会議は重要で、年1回っていうのはあんまりにも少ない。市民との接点をしっかり、市民理解を得るためにやってるんだから。1番希望的に言うと、モニターの中から立候補する人が出るような、そういうモニターの集まりであつたらいいなと思う。

傍聴にいくと、何か話を遮って、時間がないかしらんけど、もうちょっと聞き上手になって十分に聞いてから自分の意見を言う。その辺がどうも足りないんじゃないかなというように思います。

それから委員会が午前中など、テーマによっては二つぐらいやらんとあかんことがある。議論がそれで終わるんかと。十分議論ができなかったら、明日とか、午後もやるのか。終わる時間を決めてるような、運営の仕方っていうのは、おかしいかなと思います。

**【議員（進行役）】** 他にございませんでしょうか。

**【モニターC】** 一般質問通告書、これが私は細か過ぎると思います。細部にわたりすぎると思います。答弁する側からすれば答弁しにくいところ、質問にないということで、言いやすいかもしれませんが、やっぱりもう少しいろんな多角的なことからの質問は行っても、私はいいいんじゃないかなというふうに思います。

一言一句が通告書に書かれた内容に沿って、議論を深めるんやつたらいいですけど。一回答弁があつたらそこで止まっちゃってます。もっとやっぱり議論というのを深めていくべきであろうというふうに思いますし、そういった意味から考えていても、通告書の内容というのは余りにも、養父市議会の場合は、私は詳細にわたり過ぎてると思いますので、もっと議員が自由闊達に、おおむねの趣旨をそれに沿つたらいいと思いますけども、いろんな意見が出てきて深めていくということに意味があるのと違うかなというふうに思いますけど。その辺をもう少し検討していただけたらなあとは私は思ってます。

**【モニターD】** 本会議のほうの一般質問のほうを、しっかり見ようと思って見てたんです

けど、やっぱりきれい過ぎるといふか、感情的なところが全然伝わってこないし、食いついて見れるようなことじゃないなあと思いつながら見てしまいます。

それで、僕は関宮で「やぶくる」というドライバーをさしてもらってまして、このたび一般質問のほうで「やぶくる」のほうが取り上げられたので、そこは僕のやってることに関連性があるので、とても興味があり、しっかり聞けたっていう感じがあるんですけど。それにしてもやっぱり、そういう感じで見るとなあおさら、表面上だなあっていう感覚を受けてしまっていて、実際にそこに取り組んでいる人とか、関わっている人の気持ちとか、そういうところが、予算とか議会とかって言ったら、その実行しているところとは、また部署が違うので、また違うかもしれないんですけど、何かもうちょっと、他のテーマのときは、僕は関係ないのであんまり入ってこないんですけど、それに関係している人たちには入ってくるんだらうなあと思いつながらも、「やぶくる」のところに関して、もうちょっと利用者とかそれに携わっている人とかそういう人たちのことも考えてもらえたらなあ。数字とかばっかりじゃなあと思いつているようなことになったので、もう少し見やすい本会議といふか、分かりやすい本会議にさせていただけたらなあと思いつました。

**【議員（進行役）】** 他にございませんでしょうか。

**【モニターE】** 私は今の3月定例会の予算の件で、最初に、令和6年度の予算があり、月の終わりぐらいに補正予算っていう流れだったと思うんですけども、これは、約束上仕方がないことかも分かりませんが、令和6年度の一般の予算が検討されて、それが採決された後に、それに関するところの補正で、後から令和5年度の論議がされてたっていうふうに記憶してるんですね。

具体的に何かといいますと、医師確保のための、該当者がなかったっていうところも、本会議ではその部分の質問だったと思うんですけども、これは補正が先で令和5年度が該当者がなかったっていうことであれば、令和6年は何か別の対策でしないと、令和6年度の該当者がなくなってしまうのではないかっていうことが起こり得ないかなっていうちょっと心配がありました。

**【議員（進行役）】** たくさん意見を頂きました。

今意見が出ておりました。意見交換、年1回では少ないじゃないか。終わりの時間が決められておるんかどうかという話が出ておりました。

**【議員C】** 年1回の意見交換会が少ないということで、これは本当に年1回以上ということで、決めてやっ取るんですけど、私も少ないと思いつます。

本当に、定例会ごとにまたモニターさんからも意見をいつも頂いておりますので、私個人的にはもう定例会ごとでも必要なと思いつますし、またこの後の政務活動費の話になりますけども、政務活動費をこれだけ使ったっていうのを1回モニターさんとテーマを絞ってですね、政務活動費についてみたいな形での意見交換というの、私は今後また政務活動費がね、増額っていう話も出ておりますので、やっぱりこういうものに使ってるっていうのを確認するような機会を持つということも含めて、定例的にやりたいなというふうに個人的

には思います。

委員会の終わりの時間を決めてやるのはどうなのかということで、確かにこれも思うところがありまして、実際委員長が決めるわけではなく、議論の中でどんどん深まっていけば、必要があれば追加で委員会を設けたりということもやっております。

ただ、一方でやっぱりスケジュールを組んでいく中で当局とのすり合わせもあったりする中で、おおむねの時間を最初に決めておるということ。

ただし、討論・討議の中で、やはりもっと必要な場合には増やすような機会も持つておるということで、御了解を頂ければと思います。

モニターCさんのほうからあります、通告書が大変細かいところですが、もうこれは以前からもお聞きしとる中で、一問一答っていうのはもうそういう意味ではないので、しっかりとした通告書の中で広がっていくということは重要だと思いますし、特に通告の中で一字一句入れてるわけではないんですけども、聞く中で展開していくってのも大いにありうることなので、ただ、技術的なことで私らその辺がちょっと苦手といいますか、なかなかうまく展開していても、同じこと聞いとるように見られてしまうというところは、議員のちょっと努力不足の部分もありますけれども、言われる内容はよく分かります。

市民の方の直接的なテーマについては確かにすごく入りやすいかなというところはあるんですけど、ほかのものについてはなかなか分かりづらいついていうところは、私はもう努力しながら、分かりやすいようにっていうのをしていきたいなと思いますし、ただ、興味のあるテーマの中でもちょっと表面的な議論になってしまってるんじゃないかっていう御指摘は、私もそう思います。

なかなかその場で細かいところまでは言えないんじや言えないといいますかね、深く入れない部分もあるんですけども、その中に市民の方とか当事者の声を一般質問から感じられるような、議会の討論なり、当局との答弁にしていく必要があるだろうなというふうに感じました。

あとモニターEさんの言われます補正予算のタイミングのくだりは、確かにそれもあると思います。補正予算、3月議会の最初に来るのは令和5年度の最後の精算的なこととなりますので、確かにそれが後になってしまうと、当局さんの関係もあって仕方ない部分あるんですけども、一般当初予算の審議の中にも、後先にはなるんですけども、議員としてはそれを比較した上で、当初予算のほうの審査とかにも生かしていくような取組が必要だろうなというふうに思います。

**【議員（進行役）】** 他にもありますか。

**【議員D】** 委員会時間、時間内で終わるというのは、午後に他の委員会があつたりとかする場合には、もう1回機会をとらえようということで進めるべきだし、そのようにやってきているつもりではあります。

それと、一般質問の通告についてはですね。確かに細か過ぎて、当局が求めているのは何を聞かれているのかっていう部分だと思いますので、こういうことを聞こうと思ってるんだ

っていうだけで、向こうが対処してくれればそれでいいわけですけども、やはりもう少し細かいとこまで、何を聞かれてるかをはっきりさせてほしいと要求が当局から来るんですね。そこを話し合っていくのかってところが、まだ課題かなと思っています。

ただ、議員のほうも数字であるとか、そういうものを聞くっていうのはちょっともう、反省ですのでね、数字なんかは事前に調べれば分かることですから、これからもちょっと課題かなと思っています。

それから、モニターDさんの言われたのは全くそのとおりで、基本は現場です。

だから現場に行ってそこで得たものの中で、自分で考えて、組み立てていくと、いわゆる感情的な部分であるとか、いうのは全くそのとおりで、基本のことだと思っています。

それから予算ですけど、来年度予算については、まずその提案があって、それで、本会議で討論としますけど、そのまま予算特別委員会に付託されますので、最終日に表決っていう形になります。

予算というのは大体11月にはもう大体決まっていることですから、それが出てくるといふことになりますので、その辺のタイムラグっていうのは少し今考えていただけたらいいかなと思うのと、補正については、最終的には決算前の調整がありますね。国の補助が確定したとか、そういうようなことがありますので、あのタイミングでどうしてもやっぱり出てくるんですね。そういう中で、そのタイムラグを理解しにくいとは思いますが、考えていただきながら見ていただけたらなと思います。

**【議員E】** 委員会の議論、討論を1人1回しかできないんだけど、その前から自由討議があってその中で、意見が十分に何回でもできるようになったんですけど、確かに十分な議論ができてない面があるかもしれません。

ただその辺、準備はっていうかね、体制は必要なので自由討議で、もうちょっと議論をすべきだなと。

通告のことですが、私も質問じゃなしに、やっぱり自分がこうして欲しいああして欲しい政策なり実現するところだと思うんで、ただの質問じゃなくて、ただの質問なら窓口で聞いたらいだけなんで、やっぱりその辺の、確かに議論を深めて、実現するべきだと思います。

**【議員(進行役)】** それではこの一つ目のテーマは以上とさせていただきますと思います。

それから次に二つ目のテーマでございますが、議会だより、議会ホームページ、CATVの議会放映など、議会広報・広聴に関する意見について、に入りたいと思います。

御意見を頂きたいと思います。

**【モニターA】** CATVのことなんですけども、いろいろ意見があると思うんですけども、6時間というのはちょっとつらい。いろいろ意見あると思うんですけども、分割して3時間ぐらいだったら、見れるんですけども、録画して見ても、なかなか見づらいところもあるし、もう1点、ネット配信をしているのに、やっぱり市民の方が知らない、広報すべきだと思う。ネット配信をしていることをね。それから、生放送もいわゆるその例えば、取り返しがつかないこともあるかも分かりません。

でも、皆さん真剣にやられている。そんな人権侵害するような言葉とか多分使われないと  
思うんで、そういうことでネット配信することの意見と、定例会が朝と夕方しかないんで、  
まずはもう少し、再放送みたいなのできないかなと思う。

最後にここに書いてある、広聴って、具体的にどんなことの広聴。誰に対しての。

例えば一般質問した時にもうちょっと分かりませんか。どう市民として対応したらいい  
いかなってというのはちょっと気になることがあります。

**【モニターF】** インターネットの配信で、グーグルとか、こういうサファリとかで見ると、  
安全でないと出る。この議会ホームページがそれぞれ皆さん把握されてますかね。

httpっていうやつと、httpsっていうのがあって5～6年前からhttpsにしてないと、セ  
キュリティーが甘いということで、このページは安全ではないですとか、セキュリティーソ  
フトを入れてると開けないという状況が出ているので、今まで議会のページがずっと運営  
されている。企業とかだったらもうずっとあり得ないことなんですけど、そのままずっと放  
置されているっていう感じなので、そこは、すぐ改善されるべきじゃないかなと思います。

**【モニターG】** いつも議会だよりが入ってるかと思うんですけど、一般質問が、Q&A方  
式で書いてありまして、これは、安芸高田市の議会だよりをつくらるところのテレビを見て感  
じたことなんですけど、市長と議員が、石丸さんがその議会だよりを見ながら、ちゃんとこ  
れ書いてください。前後が書いていない。いいとこだけ切り取って書かないでくださいねっ  
ていう押し問答があったことを記憶しているんですけども、そのときに、確かにこの冊子の中  
では容量が限られているんで、全部が全部、書くことは不可能だとは思いますが、議  
会だよりで書かれている内容を読みますと、各議員によっては、何々だよりとかで、自分  
はこんな一般質問をしましたというのを配られる議員さんもいらっしゃるんでそれと見比  
べ、もう全然内容が違うなというか、ちゃんとその全部を書かれているんで。こっちは一部  
だけなんで、これだけ読んでいるとなんのこっちゃですけど。全部出ていると、こういうふ  
うな関係があってこういうふうな質問をしたんだというのはよく分かるんですけども。  
もうちょっとね、ページ数に限りがあると思うんですけども、誰が見ても、分かるような議  
会だよりをつくらしてもらいたいなという、この一部だけの切り取りではなくて、もうちょ  
っと分かりやすく書いてもらったらなという思いがあります。

**【議員（進行役）】** 他にございませんか。

**【モニターC】** 委員会っていうものについては、私はちゃんと公開すべきだろうというふ  
うに思ってます。

せっかくケーブルテレビのチャンネルの変更で、議会のほうが一般質問を十分時間とら  
れて見れるようになってる。そういうことも、議会としてきちっとやっぱり利用されて公表  
すべきだろうというふうに思います。本会議では、議案に対する賛成とか反対とか、限られ  
たものしか見えません。委員会の中で、先ほど議員Eがおっしゃったように、十分に議員の  
意思が表明できる場っていうのが設けられてますので、この方はこんな考え方するんだと  
いうのが明確になると思います。本会議だけで討論されたんだろう、この議員さん何考えて

いるか全く見えません。

せっかくの機会です。せっかくのチャンネルをつくってもらったり、きちっとやっぱりそういうものを流して行って、議員さんのふだんの考え方をより市民に分かるような形で、ぜひ取り組んで頂けたらなというふうに思います。

**【議員（進行役）】** 他にございませんか。

**【モニターB】** モニターFさんのパソコンとかスマホとか、お話があったんですけど、私らは分からないんです。

もし、スペースがあればですけど、議会だよりなんかで、こういうことがありますよこれ注意しましょうよというような掲載ができればありがたいなと思います。

**【議員（進行役）】** モニターの方の意見は、以上にさせていただきまして、広報委員長、まず最初に、回答頂きたいと思います。

**【議員E】** 広報委員長をしております、広聴というのは、今日みたいなもの。皆さんと話をしたり、議会報告会を18自治協でやったりしているんですけど、主にそういう正式な活動としてはそういう活動、そういうのが広聴と。あともう議員が個人個人で、活動される部分もありますけどね。

議会だよりで議員の一般質問を1ページ3人書いてますけどね。内容が確かにね、短くまとめるのは本当に難しいし、ということで、6月議会からは、今まで3人だった1ページ2人ということでスペースを増やしたりしたいと思っております。写真を入れたり表を入れたりできると思うんで、もうちょっと見やすくなるのかなと思います。

一般質問の記事は、もう議員本人が書くんで、余りおかしいとかいうか、誤字脱字を確認しとるだけなんで、その議員の一般質問の内容は、もう本人に任せとるんで、これはおかしいじゃないかという、指摘はできないという状態ですけど。

**【議員F】** モニターGさんから言われた件ですね、一般質問の内容を議会広報の中で、それぞれがまとめて、500字程度で表現をする。要するに質問と答弁を500字でまとめるということですね。

一般質問で1時間半ぐらい時間がかかっているんですね。質問時間30分、答弁が1時間ぐらいの場合ありますから、これを500字にまとめるという作業は非常に難しいです。

先ほどおっしゃったように、安芸高田市でどういう問題があるかということ、市長答弁を正確に反映していない議会広報ということで、議会広報の予算をつけないというのが、今問題になっているところということも、私もよく承知をしておるところです。

ただ、市民の皆さんからとれば、あの議会広報の中の質問、答弁ということについては、これ非常に関心のあるところだと思うんです。

私も個人広報では、それを拡大して、私の質問と市長当局の答弁という形を広報の中に入れてるんですよ。私は一般市民であるときから、内容がよく分かるんで、これはもうぜひ、やったらいいなということは思ってましたんで、私も議員になってからも、それをやっておるところなんですけれども、ただし、言われるように表現がうまいことやらんと、大変なこ

とになるだろうと。

あるいは、当局の答弁がですね、うそになってしまうと、これまたえらいことなんです。ですから非常にこれは緊張するところでもあるし、いいかげんにできないことであるし、下手したら議員辞職をせないかんということは、頭の片隅ではいつも思っている。それぐらいしながら、答弁を間違えなく、こちらのことはもう、決まったわけですから、当局の答弁を間違いなくやるかということについては、非常に神経使うし、厳しいところであるし、責任を問われるところだけでも、ただ市民にとってはそこがおもしろい。それが活字でも動画でもあるんで、ここんところはやっぱり、厳しいけどやらざるを得ないという思いであります。

だから一層、正確を期される。一番楽なのは当局で見てもらうことが楽なんですけど。恐らく時間がないんですね、そういうところが現状です。

**【議員B】** モニターAさんがおっしゃってましたが、6時間を超えてということで、今回の定例会から一般質問は切り分けて午前と午後のほうで、別の日に放送しますけども、本来ですとこれちょっと、手違いというか、段取り違いでできてなかったんですが、本会議初日は夕方を超えてあったものを、本来なら切り分けるべきやったなというところですね。今後は、そういうふうになくなったものは、しっかり分けて放送するようになると思います。

これ、モニターBさんがおっしゃったことにも重なってくるんですけども、あれば、スマホとかパソコンで気軽に見えるような環境整えるというところと、あとはそれをどうやったらいいかっていうのはね、本来これ行政が事業としてサポートしますよってすべきやと思ってますけども、私は個人的に何かサポートできることがあればと思ってますけども、ちょっとモニターFさんと重なってくる場所なんですけども。

行政というのはですね、合成の誤謬というんでしょうか、どう見られるかとか見られるためにどうするかっていうところを、余り考えていない組織って言ったらちょっと誤解がありますけども、これを見てもらってどうするかっていうところが足りてない。そういう意味で、その延長でセキュリティー的にどうですかっていう安全性が担保されたりっていうのはよくあると思います。

であれば、私はやっぱり既に公開されているものであれば、ユーチューブであると、そうやってしっかり確立されたもので、より視聴回数が多いものに振り替えていくべきだと思ってます。既にある動画をただ置いていくだけですのでね。これより見られる。安全に「見られるなればこの問題は解決するかな」と思います。

そういったそのSEO対策って言って民間企業で思うんですけど、そういうところを余り考えてないってのは、ちょっと課題かなと思ってます。

同時にこれを事務局職員で全て担っていくっていうのは、ちょっと難しいところありますんでやっぱり市役所の中でそういったかもの確立していく仕組みっていうのは、求められるわけなんですけど。何かこう、事務局のマンパワー不足ってのはこれ問題になるかなと思ってますので、はい。

安芸高田市の場合で言うと、恐らく当局の答弁との文脈が変わってきてしまっていると



いうところに対して、当局が何度も申入れしてると。これについてはこういう間違いがあるので、正さないと予算がつけられませんよと、この条例に反しますよというところでしたのでね。

それを、養父市議会は同じような事象が起こった場合に対応できるかって言ったら、時間的な制約で恐らくできないんですね。議事録を全てつまびらかにして、これと合ってるかっていうとここまで突き合わせができない状況でありますので、それもまだ、テクノロジーで解決するところだと思いますので実態に合った、見せ方というものもあると思いますし、紙には限界がありますんでそうでない部分を、ホームページでできないかとか、そういう時代になってますので、そういった意味ではまだまだ課題があるんじゃないかと思ってます。

**【議員C】** 養父市のホームページ等は、https になっとるんですけど、これについてはもうすぐ確認はできると思いますので、対応できるように、後で専門的に答えていただけるようです。

もう一つ、モニターAさんからあります広聴活動についてです。

議員個人で行う広聴活動をそれぞれやってるんですけども、私としましてはやっぱり議会で行う広聴の活動ってのは非常に重要だということもありまして、以前から生活環境さんであれば商工会の職員さんであったりとか、あと指定管理を受けられる市民の団体の方、また、総務であれば、私立の子ども園さんとか消防団の団員さんを参考人招致という形で、しっかり委員会に来ていただいてっていう取組はどんどん進めております。

あともう一つはもう広聴会っていう制度もありまして、これもぜひともと思って調べたりするんですけども、議案に対する、公聴会をしようとしたら、いわゆる関係する利害関係の方とか、学識経験者の方ということになりましたら、委員会でそれをしようとして決めて、それから議長の名前で告示をしてですね、それから募集なりして、対象というふうになるとやっぱり日程的に、議案について対象にする場合はもう閉会調査して継続審査にしてからしないとちょっとできないなということがありまして、今できとるのは、その閉会調査のものではなるだけやっているんですけども、なかなか現実的には非常に難しいところあるので、本当に賛否が分かれて、これを委員会としてやっぱ継続しようというものについてを、そういうのを活用しながらやっていくのは必要だと思いますので、議会で行う公聴会の参考人招致などしっかり議事録にも残ってですね、記録にしっかり残りますので、そういったことで、より精度が高まるといいですかね、いうので、残していくってのは重要だと思いますので、極力活用できるようにというのは個人的には思っております。

**【職員B】** インターネットで安全でないというくだりの部分なんですけれども、業者とは調整中ございまして、今日昼から業者の方がお見えになるんです。すぐに指示して対応させていただきますようにします。

**【議員B】** それ、本会議もテレビで再放送みたいなのというイメージですかね。これは今回の答弁でも、サブチャンネルの枠の中では可能だというふうに言って頂いてますけれども、逆にこの本会議、もう既にとったものの再放送は恐らく可能だと思うんです。

逆にその委員会とかなってくると、会議時間と同じ、それ以上の何か編集時間かかるという事ですので、これはちょっとテレビ向きでないというか委員会に関してはテレビでは放送するだけの余裕がないかなと思ってますので、やっぱりこういう配信のほうで、やっていくべきかなと思ってますんで、ライブ配信の件がありましたけども、確かに多くの議会がライブ配信を行ってまして、発言は気をつけるべきですけども、私はライブ配信ってこれ傍聴に代わるものやと思ってますので、傍聴であれば全て発言がもう耳に入ってきますのでね、もうすぐにもでも取り組むべきだと思ってます。

**【モニターB】** 先ほど、議員Fの中で、答弁が長くて、答弁の肝心なところが抜けているというようなことっていうのは、ありうることで、それは各議員さんが自分の原稿なんだから、文章の編集能力まで高めてほしい。

答弁が長いのは、一般質問を自分の時だったら、もっと端的にとか、そういうことを昔の議員なんかは端的にお答えくださいと言っていた。

お互いの言い分も分かるんですよ。その辺は発言者がセーブしたらいいと思います。

市長が立腹し、議会に対してちょっと侮辱行為いうか、言葉をおっしゃいましたけど、そんなことを言わせていいのか。

再開時間、開会時間に3分、5分遅れてくるなど。

本会議場というのは、中に入ったら議長が一番偉いんです。そのくらい権限を発揮していただけたらなと思います。

**【議長】** ただいまの意見でございますが、私はいつも一般質問の前には的確・明快な答弁をと発言しておりますので、その辺よろしくお願いいたします。

休憩 10時30分

再開 10時45分

**【議員（進行役）】** 政務活動について、でございますが、まず、議会事務局長のほうから、説明を頂きたいと思います。

**【事務局A】** 政務活動は養父市議会政務活動費の交付に関する条例に基づきまして、議員の調査研究その他の活動にするための経費の一部を市のほうが見ると、いう形で議員に対しまして政務活動費が交付されておるということでございます。

この額につきましては年間現在は6万円、月5,000円という形でございます。

平成29年からは、後払いということで使った分、まずは議員さんのほうで活動頂いて、きっちりと領収書、あるいは活動の報告等々を提出頂いて、認められたものだけを後に後払いで支給するという方法にしております。

こういった活動報告、領収書等につきましてはホームページで公開し、養父市議会のほうの政務活動費の取組については厳格に行っておるところでございます。

昨年3月定例会で報酬・定数の特別委員会を設置しまして、その検討の中で、政務活動費

につきましても、適正かどうかということを検討してまいりました。その中で議会モニターのアンケートや意見交換会などの中でも、また議員を対象としたアンケート、そういった中でも、この政務活動費月 5,000 円、年間 6 万円というのは、ちょっと少ないなということで増額が必要ではないかというようなアンケート結果等も受けまして、その特別委員会の中では、政務活動費の増額が必要であるというような結論が出されたところでございます。

近隣の播但の 8 市や丹波市などの中でも、月 1 万円以下ということは、非常に少ない、全国的に見ても少ない額ということと言えます。

その中で、現在、議会運営委員会の中でも政務活動費の増額について議論がされておるといことで、今の見直しの経過につきましては、現在は現行の月 5,000 円というものを 1 万円に見直したらどうかというような議論がされておるところでございます。

使用の用途につきましても、かなり制限があるんですけども、例えば広報誌、現行では個人の広報紙は対象外ということになってますけども、議員個人のホームページについてもここら辺はちょっと見直しも含めて継続調査、協議しておるところです。

また新聞につきましては、これまでは専門紙に限るということを決めておりましたけども、一般紙についても、あるいは一般紙、専門紙にかかわらず、2 紙めから、1 紙は、家庭でも引いてますので、1 紙から認めるということではないんですけども、いろんな情報を収集するという意味で、多くのところから情報を収集することも政務活動が必要だというような視点から、一般紙、専門紙にかかわらず 2 紙めから対象としたらどうかと。ただし、上限は 2 紙までと、当然スポーツ紙や政党機関紙といったものは、政務活動からは外すべきではないかというようなことを現在は議論しておるといようなところも踏まえまして、御意見を頂けたらというところでございますので、よろしくお願ひします。

**【議員（進行役）】** 説明は終わりました。

今現在、進行中でございます、今見直しをしたらどうかということで検討頂き、ということでございます。

**【モニター B】** 局長から報告があったんですが、お尋ねします。

他府県へ出かける場合ですね、JIAM へ行っても、それは帰ってきてから、すぐ精算ということですか。

**【事務局 A】** それは半期で原則 10 月までと、あと 11 月から 3 月までの半期に分けて請求を頂くようにしてまして、その時期に、実績報告の請求書を頂いて精査をした上で、点検した上で、必要な部分をお支払いするという形でございます。

**【モニター B】** 半期はちょっときついんじゃないですか。議員さんは安給料なんですよ。

たかが 31 万円。報酬は据え置きと委員会で決定されたと。

仮払いはできるんでしょうか。

**【事務局 A】** 仮払いはできません。

**【モニター B】** 決定機関の人が、これ安給料なんですから、半期なんて言ったら、生活で

けへんですよ。これはやっぱりその都度払うか、仮払いに改めてもらわないと。

それからもう一つ、新聞なんかは2紙めから対象、これもおかしいと思うんです。新聞読むのは当たり前だし、家でも読んでるんです。お金かけなくても市役所のロビーに来たらあるわけですから。これは対象外だと私は思います。

**【議員（進行役）】** 他にございませんでしょうか。

**【モニターG】** 政務活動費というのがですね、地方自治法のどこにあるか知らないですけども、この政務活動費っていうのは、僕はすごい悪い制度だと思ってまして、決めた金額を無条件で毎月払うなんていうですね、領収書もいりませんよっていうような、お金の使い方はないと思っているので。先ほど説明があったように、後払いでちゃんと精査をして、それで、支払いをしているということであればなんですけども、僕はそれをちゃんと事務局がしてるのであれば、この活動費っていうのは1年間100万円使ってもいいと思うんです。

例えば、市長に答弁するためとか、市政を牽制するためにちゃんとした知識を蓄え、これはしっかりとしたお金であればですね、それに予算をつけることが必要なんじゃないと思ってるので、このときに1万円とかじゃなくて、ちゃんと勉強に使うお金であれば、もっと使ってもいいように僕はすべきだと思ってますし、例えば、この月1万円しかない範囲の中で、個人の広報紙を出す。

ただそれがお金が足かせになっても駄目だと思うので、その辺はもう無制限に使ってもらったらいいんじゃないかなと思ってるぐらいなので、その辺はもうちょっとそういうところをちゃんとしっかりとルールを決めてしてもらってほしい

**【議員（進行役）】** 他にございませんでしょうか。

**【議員G】** 大変ありがたい意見を頂きましてありがとうございます。

これ個人的な意見になると思うんですけども、今2期目が終わろうとしておりますけども、最初から議会運営委員会のほうでお世話になっておりまして、こういった議論というのはかなりしてきた経緯がございますけども、なかなか踏み切るところまで行かなかったというのが現実で、今回、初めて、政務活動費を増額しようじゃないかっていうことで、今、議論してるわけなんですけども、やっぱりその中におきまして、やはり要綱というのがありまして、いろいろと制約があるんですね。それに基づいていくと、たとえ年間6万円であっても使いにくいってところがあったりします。皆さん各議員の政務活動費に関してどういった内容でっていうのを見られてると思うんですけども、大体、本であるとか、そういったので出されている場合が多いと思うんですけども、例えば、泊りで行く場合、ホテル費用を精算する場合、朝食は入ったらあかんですよね。大体ホテルなんかの場合なんかも込みで領収書もらえるわけですね。それで朝食分を引いてくださいと言っても引いてくれない。政務活動費の中に上げれないわけですね。JIAM なんかの場合は、これは朝食代を引いてくれるが、他はしてくれない。そんなの使い勝手が悪いっていうふうなのが、現状だと思ってるんです。

その中におきまして、やっぱりこう内容をもう少し精査というものをしていかなければ、

100万円でもいいじゃないかと言われても、なかなかそこら辺の使い道が、できにくい、例えば個人の広報紙であるとかそういったところの支援ができないかとか、これホームページのほうはどうなのかとか、というようなことを今議論の中で初めて上がってきたわけなので、議会としましてというよりも、僕はそういった、内容の精査をする必要がある。議員が使いやすく、皆さんに胸を張って見せれる報告書ができたらいんじゃないかなというふうに考えております。

**【議員B】** 例えば養父市議会政務活動費の交付に関する条例というのがありまして、ここにはですね、この条例は地方自治法第100条第14号から第16号までの規定及び養父市議会基本条例に基づいてありまして、議員の調査研究その他活動にしっかりと必要な経費の一部を政務活動費として交付するという根拠がありまして、その領収書の件で言いますと、例えばその国会議員の政策活動費とか、かつての文書通信費みたいに、もう無条件に与えるものではなくて、領収書で添付して、根拠を明らかにして交付を受ける流れになっております。

100万円でいったら、大きい金額でありますけども、しっかり学ぶ意欲あるものはしっかり見ていくべきだと思っております、一方で予算というものがありますので、全員が満額使った場合に幾らかっていうところから予算積み上げてきますんでね。

そこは後払いだからちょっと上下するというわけにはいきませんので、一旦そこは上限というものはあるかと思えます。

一方で、報酬を据え置きして政務活動費を倍増というか、1万円に増額するわけですけど私はもっとダイナミックに上げていくべきだと思っておりますので、本来やったらそれをしっかり身につけた人間が議員としてやるべきですけども、やはりその通りでない場合もありますね。学びたいと思う人間がしっかり学べるような仕組みで、そこが明らかにつまびらかになるような仕組みを持って、もっと使いやすいような仕組みを変えていくべきだと思っておりますので。

**【モニターB】** 宿泊の話が上がってきてるんですが、飲食とは別々にして、規定の中で1万円を限度とするんで、その分やったらいいんじゃないかと思うんです。

**【議員C】** 基本的には食費は支出できないということで明確に書いてある。ただし、JIAMというその全国的な研修施設がありまして、以前からそれはその部分については認められております。JIAMに限りということですが。ただし、今JIAMのほうもそれ食費も分けて出していただけますので、その研修に係る部分だけを支出するというのが本来の形であろうと思っておりますので、今回の改正に合わせてその辺りも議論をしているところです。

食事付きの部分につきましてもホテル側のほうに、その場合の差額を出していただいて、食事については宿泊費から減らして申請をするという形で、これまでもやってきておりますので、基本的には食費のほうは入らないということで、御理解を頂きたいと思えます。

モニターBからあります後払いに変えたときに、仮払いしないと厳しいんじゃないかというお話も、これも平成29年の場合に変えたときにも少し議論もあったんですけども、

基本的には自治法上定められているとおり議員の調査研究の必要な経費の一部を政務活動費で出せるということになってますので、基本的には全体を出して、その中の一部という考えでありますので、逆にそのお金をもらって範囲内で調査研究するっていうわけではなくてですね、実際使ってるほうももっとたくさん使ってる。ただしその中の一部を予算の範囲内で出すっていうのは政務活動費でありますので、そういった観点から年間6万円、半期で3万円以上の活動をした上で、そのうちの3万円を政務活動費で補填するという形が本来の形になっておるということであります。

またモニターGさんのほうからあります、しっかりと透明性が確保できているかというくだりにつきましても、平成29年の改正のときに、これまでなかった議員の責務、透明性とか、理解を得られるような活動の説明責任を果たさなければならぬっていうのもありますとか、議長の責務っていうのも加えております。

議員のほうのチェック、また議会のチェック、事務局のチェックっていう形をすることで、安全性を確保し、透明性を確保した上で、行っていくということを決めておりますので、そういった範囲の中でお金ということであれば、しっかりと、議会として、必要な額を提示した上で、またモニターさんであったり、市の方から意見を踏まえた上で、額を決めたらいいかなということがありますので、今の議運の議論の中でも月に2万円とか1万5,000円という議論も確かにありましたので、そこは説明責任を果たせるようなものを提示した上で決めていくのが本来の額の決め方、この額をそれぞれ自治体の議会にも委ねられておりますので、使途の決まりはありますけれども、その額については条例で定めることになっておりますので、やはり議会ですっきりとした根拠を持って決めるべきだろうなというふうに思っております。

そういった意味で、今回、増額をするということになりましたら、その透明性、公平性を確保する上で、そういう、政務活動費の報告会を年に1回するっていうのが一つの、安全性というかね、その担保になるんじゃないかなという個人的には思っております。

**【モニターC】** 政務活動費を1万円に上げるということについて、私は賛成です。

ただね、実際の話として、多くの議員が6万円使っていない。看板だけ大きなものにしたりって意味がない。だから、ここに継続的に調査をしますっていうようなことを含めて、もう少しその使える方法を今度きちっと押さえてこない。これが20万円、30万円となっても使えんような規制をかけたらあかんと思うんです。どんなことに議員がお金が行っとるんやっていうふうなことをきちっとやっていって、この継続を含めて、もっと使える範囲をきちっと広げて。その辺の中身のことをきちっともう少し、考えていただきたいなというふうにお願いをしておきます。

**【モニターB】** 半年間で報告がアップされるんですけど、予算残っちゃうんですよ。それだったら、もう上げられないなと思います。

もう3月末で一旦閉めて、その段階で、見せてもらって、モニターの皆さんなんかとも意見交換をして行きたいと思っております。

**【議員（進行役）】** はい、ありがとうございます。

今いろいろと出ておりますが、これにつきましては、議会運営委員会としても見直しをするということで今取り組んでおります。ですから、これは皆さんの意見を聞いて反映をさせていただきたいなということで、今日は提案をさせていただいたということで御理解を頂きたいと思います。

それで先走って申し訳ないんですが、この項目については以上で終わりたいと思います。

それでは次でございますが、四つ目に挙げております議会図書室の設置のことにつきまして意見をお聞きするんですが、まず、事務局長から説明を頂きます。

**【事務局A】** 資料2のほうを御覧頂きたいと思います。

議会図書室の設置ということですが、地方自治法では、議員の調査研究に資するためということで、議会には議会図書室を置くということが義務づけられております。

養父市議会を見ますと、なかなかその図書室というような機能は、少し不足をしているところがございます。書庫がある程度ということがございます。

その政策立案とかそういった、議会運営等々についても必要な書籍というのは、事務局にあたり、議長室にあたり、議員控室にあたりということで、散乱するような状況ということがございます。

こういったものを一元的に配置をして、また市民の皆さんにも必要があれば、見ていただけるようなところを整備したいというのが、もう議会としても長年の課題でございました。

昨年の議長からの諮問も受けまして、議会運営委員会の中で、調査を進めまして、限られたスペース、限られた予算ですが、一定規模のそういったところを設けようということで、令和6年度にはですね、150万円ほどの予算をつけておりまして、その中で整備ができればということを考えておるところでございます。

具体的には議会の議事堂ということで、市役所の3階なんですけれども、場所的にはもう限られてますのでロビーの一角ということになるかと思っております。そういったところで、収納庫5台とか、そういった調査ができるような会議テーブル、少し椅子なんかも置いて、その中に行政の関係の書籍とか、政策関連の書籍とか、また先ほど政務活動費の報告書といったような、議会が公開していかなければならないような書籍、そういったものを配布してですね、いずれも市民の方にも使っていただけるようなところが整備できればということを考えておるところでございます。

そのことにつきましてまた御意見を頂きたいというところでございます。

**【議員（進行役）】** 以上で説明は終わります。

モニターの方より、計画につきまして発言を頂きたいです。

**【モニターB】** 閲覧できるのは、対象者っていうのはどこまでですか。

**【議長】** これ市民の皆様も、使用していただきますので、完成しましたらぜひ、使っていただければと思っております。市民の皆様も同じように、閲覧して頂ければと思っております。

すので、よろしくお願いいたします。

**【モニターD】** 一般の方も見れるというのはすごいいいなと思ってぜひ見に行きたいなと思うんですけど。養父市役所の3階の東側ロビーが行きにくい。

**【モニターA】** 会議録を、市の図書館なんかには置くことは難しいんでしょうか。

**【事務局A】** この会議録につきましては議会事務局に置いております。それから、各地域局にも会議録は置いております。

現在のところ図書館には、スペースの関係もありまして、養父市の場合の図書館には置いてはおりません。

またそういったところも関係の公民館とも、協議をさせていただこうとは思いますが、ちょっと現在のところはそういった状況でございます。

**【議員C】** 議事録は置いてなくて、「議会だより」とかその程度のもの、一部のものは議会の歴史みたいなものもちょっと置いてありますけど、スペースは大変少なくなります。

新しくできる議会図書室については、一般に使用することは法令上できるとなっておりますので、議運の中でも意見を、出た中では、やっぱりこれまでどおり本をしっかりと集めていくっていう、これも大切なことだと思いますし、ただ一方でスペースも限りがありますので、パソコン等をしっかりと置いて使いやすくして、そういったものでも管理できるようにしたほうがいいんじゃないかというような意見も両方ありますので、どういった形がいいかをこれからも予算としては、令和6年度の予算で可決をしましたので、その内容についてはこれから協議していくという話なので、こういった議会図書室だったら行きやすいとか、利用しやすいと言ったような御意見もありましたら、ぜひ、お聞きしたいと思います。

また、以前のモニターさんからやっぱりYBファブ図書館の中にそういったものを置いて、司書の方もおられますので、大きな自治体では議会図書室に司書を置かれておるのがありますが、養父市の中でそういったことが難しいので、そういった司書の方と一緒に連携しながら、そういったものを見ていただくようなものをつくる点も一つの案だと思いますので、御意見頂ければと思います。

**【モニターH】** お聞きするんですけど、いわゆる国会図書館とかの養父市版だと思うんですけども、本は閲覧だけですよね。借りれるんですか。

**【事務局A】** 姫路市さんとか神戸市さんとかの議会図書室に行くと、一般に貸出しもされておるところもあります。

貸出しするということになると、本の管理や貸し出す仕組みをつくっていかなければならないということがありますので、まずはちょっとそこまでは考えていないということです。そこで、閲覧していただくことになろうかと思いますが、現状ではその程度のことを考えておることでございます。

**【議員（進行役）】** 今いろいろ御意見を頂きまして、議運としまして、内容については、今後検討しようということで、一応予算は議決を頂いたということで、皆さんに御提案申し上げたということで御理解を頂きたいなと思っております。



それでは次に、その他の項目でございます。

基本条例や政策提言などに関する御意見がありましたら、最後聞かせを頂きたいと思っております。それぞれの方の御意見をお願いします。

**【モニターB】** 議会基本条例っていうのは、平成22年4月1日に発行してます。あれから10年以上たってるんです。その間に多少の見直しはしてきてます。

それに伴って、会議規則も改めたり、文言とか、そういうことはちょこちょこやってきたんですが、これ見直していかないと、時とともに、周りの状況も市民の状況も違うし、議会もメンバーが変わってくるし、全国の動きもある。だからその辺は常時見直しということで、そういうことをする組織として、議会改革特別委員会って持ってもいいんじゃないかな。

定例会ごとに、開くことは必要ないと思うんですが、年2回でも、何か問題があれば集まるというようなことを、議運でやるのはしんどいと思うんです。

**【議員（進行役）】** 他にございませんでしょうか。

**【モニターC】** 答弁無用で意見だけ言わしてください。

このまちで市民の意見を受けていって、決議する最高機関というのは議会やということをもう一度皆さん認識してほしいと思うんです。

市長はあくまでも執行機関、提案と執行機関であって、それを決定するのは議会だというふうに私は思ってます。

地方自治法の96条の第2号、議会で議決すべき事項っていうのが、ある程度定められている、権限があるということなんですけれども、みんなちょっと言い方悪いですけどみんな後追いになってくると思います。

例えばどこと協定を結びましたら、どんな内容で覚書を交わしました。これ新聞に報道されてから議会に報告になつとるケースが、私はかなりあるんだろうというふうに思います。議会が知らない中で、協定が結ばれていくっていうふうなことについて私はもってのほかやというふうに思い思います。

覚書であれば、まず議会にこんなことをしたいんだっていうふうなことの投げかけがあって、それでそれから報道していくっていうのが当たり前だというふうに思います。議会の権限がそれだけあるっていうようなことをきちっとやっぱり認識していただかないと、どうしてもやっぱり当局は執行権限のもとにいろんなことをやりますので、その辺の押さえがきかないんじゃないかなというふうに思うんで、この辺は議会の基本条例の部分もあわせてぜひ考えていただきたいと思います。

同じように言えば、条例が議会提案になりますけども、規則や要綱というのは市が独自に定めることができます。これも議会にあらかじめ提案がない中で、規則や要綱をつくっていくことがあるんです。いろいろと後、後出しじゃんけんみたいなことをされとったら、議会が私はなめられる元だと思います。

この辺についてもやっぱりきちっと議会にまずは何でも相談をする、報告をする、それから報道に流していくような仕組みをきちっとつくってほしいなという思います。

令和6年度の予算の中で私思ったのは、グローバル研究所に対する債務負担行為です。今度は普通の市内のいろんな団体があって、補助金もらってる団体たくさんあります。債務負担行為をとる必要があるのか。全く私矛盾してると思うんです。

どこの団体についてもみんな補助金については5年間の担保欲しいのは当たり前の話だと思います。こんなことはあってはならないと思います。

地方自治法の96条2項であったり、あるいは規則や要綱や、議会にまず出して行って議会で相談することがもう全くおろそかにされておるというふうに思います。

やっぱり議会の権限を発揮していただいて、最高議決機関であること、いま一度議員の皆さん方についても、認識を持っていただいて、当局がなす合意についてはまず議会の相談がある、投げかけがあるというふうな体制ができるようにぜひ取り組んで頂きたいなというふうに思います。

答弁要りませんので、よろしくをお願いします。

**【モニターF】** この前、まちづくりについてちょっとお話を聞く機会があり、宮崎県の都農町というところで、子どもたちが総合学習、中学校とか小学校の総合学習で、まちづくりを考えるっていう授業をやってるという話だったんですね。その授業の中で、このまちについて政策提言、子どもたちが考える政策提言をやっていて、議会でそれを発表して、そんなにいいことが言えるわけではないかもしれないですけど、それをちょっとそこに予算を付けたらということやっていて、ちょっとずつまちづくりに参加していくとか、自分たちが考えたことが実現されるまちっていうことをやっているっていうお話を聞いてこれすごくいいなと思ったんですけど。今は選挙離れとかがあると思うんですけど、やっぱり若者が選挙に投票しても、結局、自分たちの意見は余り意味ないと実現されない、意見が通らないっていうところがあると思うので、そういうところを教育の段階で、参加してもらって、ちょっと自分たちでまちづくりをして、それを例えば議会のインターネットとかで流したら、本当に見てる人って今、一部の人だと思うんですけど、子どもたちが出たらそうした親御さんがそれを見るようになって、また興味を持ってくれる人が増えるんじゃないかなというのをもって、そういうような取組をちょっとずつしていくことで何ていうか政治離れとか、その政治に興味を持ってもらえないっていう、養父市の議会がこういうことをやってるんですよっていうことをちゃんと発信していく、見てもらう興味を持ってもらうということにもつながると思うので、そういうことが実現できたらいいんじゃないかなとちょっと思ったりして提言になるのか分からないんですけど、話をさせてもらいました。

**【モニターA】** 予算を認めた責任を重く受け止めて頂きたい。

予算認めとるのに当局を批判しようとおっしゃってるけど、そもそもその手前で予算を認めた責任も重く、受け止めていただきたい。自分たちで予算を認めた責任があるんだということだと思うんですよ。そのあたりはどうなってるのでしょうか分からない。

今回これは研究所ができたんですけど、私一つ思うんですけども、文化と芸術、医療つながりがあるかなと思う。文化と芸術、医療をリンクさせる意味がわからない。

そこをちょっとお伺いしたいと思うんですけど。

**【モニターB】** 今、基本条例があるわけですから、養父市議会は予算、決算、条例の制定、その他、モニターCさんが言われた協定が対象外だったら、議運で協議されて改正されるべきだと思うんです。だから法整備して、しっかりと議会側の体制をより強固なものにしておいたほうがいいかなと思います。

**【議員D】** 文化、芸術、医療につきましては、根底には社会的処方というものがある。体が悪くなるのは何らかのストレスが関係になっている。だから、地域とつながる、人とつながり、あるいは現実の中で自己肯定感を高めてってというようなことで、健康になっていくというのはそんな考え方ですけど、恐らくそこらあたりのことだろうというのが一つあります。

それと、皆さんにも本当に考えてほしいんですけども、養父市のやり方、特区をとってきました。特区法ができれば、ちょっと加えてデジタル法になりますが、それに沿ってですね、いろんな施策が国が出てくるわけですけど、それを採ってきます。国の100%補助がついています。議会がチェックできないですよ。どれを採ってくるんだと。

提案しますってところで、予算が出てきます。でもまだ採択されてるわけではない。それで、我々が肯定も否定できないっていう状況の中で採択された、もう予算は認められてるっていう状況にあるんですね。

ここらあたり非常に問題があるなというふうの一つは思っています。

まさにデジタルは昔の箱物行政みたいな形でどんどんデジタルシステム構築されてるわけですけど、そこに非常に問題がある。例えば今補助金のお話ありましたが、補助金を出します、だから必ず要綱ができます。新しい要綱ができたときに、我々に提示はされないの、これチェックできないわけですね。

だから、さっきの債務負担行為5年を認める。それはもちろん、今回問題だなと思ったんです。ただ、下水サーベイランス議論も問題があるのでどうしようかなと思い、だから私は下水サーベイランスのほうの修正はした。債務負担行為も、本当に潰したほうがいいんじゃないかなって思う思いも、少しは持ちつつはいるわけですけども。

気がついたことあったらですね、ぜひ、どんどんその意見を、どんどん伝えていただけたら、ありがたいなって思うんです。

それをベースにして、市長に提案をしていくっていうのが我々の仕事ですから、ぜひそれをお願いしたいなというふうに思ってます。

**【議員（進行役）】** 皆さんに、いろいろと5項目にわたって意見を頂いたわけですが、これ貴重な意見ばかり頂いておまして、予定をしておりました時間がきたわけですが、今出ておりましたように、この議会基本条例も見直しを、ということで議長の諮問を受けまして、今議運の中で、検討いたしております。

見直しをどうするんだっていうことについても、今検討中でございますので、これらの意見を皆さん方の意見を聞かせて頂いて、やっぱり必要なことはこういう基本条例の中に盛

り込んでいくというのにも必要じゃないか、このように思っております。

時間が参りましたので、この辺で終わらせていただきたいと思いますと思っております。

**【議員G】** 今日はいろいろと、貴重な御意見ありがとうございました。

ちょっと聞いていただきたいんですけども、議会モニターの設置要綱というのが養父市にあるわけですけども、その5条に市議会モニターは、いずれかの職務を行うものとするという中で、会議を傍聴し、当該会議の運営に関する意見を文書（電子メールも含む）により提出をすることや、市議会に養父市議会ホームページ、ケーブルテレビによる議会放映等に関する意見を文書により提出すること、いろいろこういうふうに乗ってるわけなんです。

今年度、皆さんの議会モニターのほうから意見を頂きましたのは14件ございます。そのうちメールが2件、報告書が4件、電話が8件ございます。

人事異動になりまして、養父市議会の議会事務局の人数が、今年うちの議長が全国議長の副会長をしてますので、出張がかなり多いものですから、人数が6人なんです。ところが来年度は5人に1人減ります。それで、今議会事務局におるうちの3人が異動になります。これ、2人新しい事務員が入ってくるわけですけども、2人は全く議会事務局は慣れておりません。

今、報告書の中にありましたように電話が8件あるわけなんですけども、電話でちょっと言いたいなっていうのが1番楽なんです。ところが、電話をかけると、だんだんだんだんこうヒートアップしてきて、5分が20分なり30分なり、1時間ぐらいになっているっていうのがあるんですね。

委員会の中で担当者が決まっているわけなんです。その人にちょっと相談しようかなと思ったら、電話中で、1時間後の休憩時に行くときまだ電話しているんですね。

何をしていたのかいうたら、議会モニターさんから電話で今ちょっと話とったんですというのがあり、1時間以上続いているっていうことは、大変ありがたいと思うんですけども、それだけ議会事務局の仕事もちょっとストップされたりすることもありますので、できましたら要綱にも書いてありますように、メールでありますとか、報告書のほうでお願いしたいと。

これは私の立場で言うっていうこと自体がね、ちょっと間違いかも分かりませんが、そういうのがありましたんでね。この場をおかりしまして、来年からもまたしていただける方もいらっしゃると思いますので、その辺のところをちょっと御理解頂けたらなということで、発言させていただきました。

**【モニターH】** 私は文書で出している。確かに電話だと楽だと思いますけれども、僕は文書で冷静な判断で書かしていただいています。

**【議員（進行役）】** モニターさんから議会のたびに報告をいただいている。お礼を申し上げます。

議運の中で、議会が閉会したら、議会を振り返り、いろいろその中で出てきておる、皆さん方の意見をやっぱり共有させていただくことで進めておるんです。

ですから、今言いましたように、議会の中の改正もいろいろと議会改革をやっていきますんで、ぜひともお願いをしたいのは、先ほども言いましたように、やっぱり電話で報告っていうのはもうやっぱり受けるわけにはいかないと思いますけれども、残していくということはやっぱりメールか文書で提出を頂くっていうのが、1番ありがたいなと思っております。

我々も共有したいとって議運の中でいろいろ議論するんですけども、そういう調査を頂ければ、それに沿って検討もできますし、議会運営に反映をさせていくということにしたいと思っておりますんで、ぜひとも定例会ごとに出していただいておりますので、電話でなくメールか文書で提出を頂ければ、非常に我々としても議会運営のために必要なことだと思っておりますんで、よろしくお願ひしたいと思います。

**【モニターH】** 生で見るのは好きです。後で録画して見るのもいいんでしょうけど、やっぱり熱気を感じたいなんていうのは、それでね、どうしても頭出しか、後ろからしか見えないうんですよね。

モニターからのテレビを付けてもらえんでしょうかね。顔が見えるので。白熱しとるか分からんですよ。

録画見たらいいのだけど、そのままの雰囲気で見たい。

**【モニターB】** 長電話ってのは困るもんですから、今日の結果をモニターに全員に郵送されると思うんですけど、議長からの要望として、ちょっとその辺も、文章の中だけでお願いされたらどうでしょうか。

**【議員G】** 電話が長いっていうとこだけを切り取られるとちょっと困ってしまうんですけども、今、議運の委員長言われましたように、意見というのはほかのこういうふうなタブレットに入れてもらっております。

例えば10分20分電話で話されるものを、この中にまとめるということがなかなか難しいと思うんですよね。言われたことが本当に反映されているのかどうかっていうのも、ちょっと後で考えなければならぬというようなこともありますし、そういう面において、やはりモニターさんの意見というのは貴重ですから、その意見を文書で直接頂くと、僕らにも伝わるわけですけども、電話でされると、受けた人のやっぱり聞き方っていうのもあると思うんですよね。だからそういう面においても、僕は文書とか、メールでお願いしたいっていうのを、先ほど申し上げたので、少し御理解頂きたいというふうに考えております。

**【議員（進行役）】** 皆さんから頂きましたのは、本当に議会運営に今後とも反映をさせていきたいというふうに思っておりますけれども、予算がついてきますんで、たくさん検討させていただきたいと思っております。

それでは最後になりましたけども、閉会の御挨拶を副委員長より申し上げます。

**【議員B】** 省略

5 閉会 (～11:47)